

美術ワーキング・グループ 文化芸術推進基本計画に向けた意見

平成 29 年 9 月 27 日
美術ワーキング・グループ

I. 我が国の美術をめぐる現状と課題及び方向性

- 各美術館，博物館においては，常設展示や企画展に加え，講演会講座等の様々な事業に取り組んでおり，近年では，博物館の入館者数や講座等の参加者が増加傾向にあり，美術活動が年々活発化している。また，近年の訪日外国人の増加に伴い，博物館を訪れる外国人も増加傾向にあるが，実際に日本の博物館を訪れた外国人の満足度が高いことから，日本の博物館の質の高さをうかがうことができる。
- しかし，各博物館の展示環境に必要な設備等の老朽化などや，訪日外国人の増加に伴い，展示資料の解説等の多言語化（英語，中国語，韓国語等）対応が求められているが，予算や学芸員等の専門的な人材が確保できないことから，十分な対応ができていない現状がある。また，地域におけるアウトリーチ活動やデジタルアーカイブ化の推進・利活用等の新たな手法の導入に対する期待も高まっている。ただし，そうした事業の促進には，地域や各美術館・博物館によって状況が異なることを考慮する必要がある。
- あわせて，文化芸術の作品等の魅力を調査・研究・発信することで観光資源の発掘も図り，美術館・博物館が地域創生の礎となることが求められている近年においては，学芸員に対して作品や資料の収集，調査研究，展示企画，教育普及活動の更なる充実や，適切に保存し，取扱うための専門性の向上に加え，地域振興，観光振興等への対応も求められている。このような美術館・博物館が求められている新たな役割に対応するためには，専門人材の配置の拡充が求められる。
- 海外への発信についてはこれまで展覧会を中心に行われてきているが，他分野との有機的連携が図られているとは言えず，波及効果も限定的であり，広く認知されているとは言えない。世界における日本美術の価値を高めていくためには，国内外の美術館の中で日本の美術を専門的に学ぶ層が持続的に育成される必要があり，そのためには絶えず日本と海外の学芸員や研究者が対話を交わし，生産的な交流を持続・拡大していくことと，それを支える発表の場の充実，加えて，ヴェネチア・ビエンナーレに代表される世界的な美術展やアート・バーゼルに代表される世界的なアートフェア等における存在感の発揮が求められている。
- 優れた作品を輩出するビエンナーレやトリエンナーレなどの国際美術展といった諸活

動の機会を通じて、日本の美術の魅力を高めていくことができる。また、美術館・博物館の活動は、美術作品の寄託・寄贈や、アート市場の動きとも連動している。一方で日本のアート市場については、世界のアート市場に比較して小規模にとどまっており、日本の美術の魅力を発信する更なる取組の促進が必要である。

- 美術分野における施策のP D C Aサイクルを構築し、具体的施策への選択と集中による重点的な支援を行うことが必要である。また、成果は直ぐには得られず、今後5年間、10年間先の効果まで視点を持った具体的施策を検討することが必要である。

II. 具体的施策

「文化芸術推進基本計画（第1期）に係る基本的な考え方について（案）」では、「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」に定められた中長期的な目標を実現するため、今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性として、次の6つの戦略が定められている。

- 【戦略1】 創造的な文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現
- 【戦略2】 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた国家ブランディングの推進
- 【戦略3】 文化芸術による多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進
- 【戦略4】 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実
- 【戦略5】 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成支援
- 【戦略6】 持続可能で回復力のある文化芸術に関わる団体等による地域のプラットフォームの形成

美術分野については、美術館・博物館を通して人々が触れることの多い文化芸術であり、人々が「私たちの美術館・博物館」という認識を醸成しながら、全ての人に対して幅広く振興を図っていく必要がある。そのため、全ての戦略において、以下のような美術分野における施策の展開が可能であると考えられる。

【戦略1】 創造的な文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現

創造的な文化芸術に対する効果的な投資により、美術分野における萌芽の支援、情報通信技術等の活用によるデジタルアーカイブ化と利活用の推進、文化芸術を活かした観光、産業など関連する分野との有機的連携による取組やアート市場の育成等、文化芸術資源によるイノベーションを実現するため、美術分野では、次のような施策を展開する。

(具体的な施策)

- ・ 国は、訪日外国人の増加や活力ある豊かな地域社会の形成等に資するため、トリエンナーレ等の芸術祭をコアとして、美術作品を含む文化芸術と観光などその他の関連分野と連携した取組を、地方公共団体やアーティストを支援する民間団体等との

連携により、戦略的・継続的に実施する国際文化芸術発信拠点の形成を推進する。

- ・ 国は、貴重な各種文化芸術資源を継承し、次代の文化芸術創造の基盤となる知的インフラを構築するため、博物館における資料の収集・保存及び、デジタル技術・情報通信技術を活用した多言語によるデジタルアーカイブ化とその利活用を促進する。
- ・ 日本のアート市場の拡大を実現し、日本国内における持続的なアーティストの育成と優れたパブリック・コレクションの形成に資するため、日本人アーティストの適正な評価・価値づけを行うためのシステムの構築を図るとともに、日本人アーティスト及び作品の国際的な評価を高め、海外展開を促進することにより、アート市場を活性化する新たなメカニズムの創出に向けた取組を推進する。
- ・ 国は、文化芸術を支える民間（企業、団体、個人等）の支援を推進するとともに、税制上の措置の活用に係る周知を行うなど、寄付文化を醸成し、あわせて、多様な財源の先進的な事例を提供する。
- ・ 国は、我が国の現代アートの国際発信力・競争力の向上及び現代アートに触れる機会の充実を図るため、優れた現代アーティスト・アート作品の国際的なアートフェスティバル・フェアへの出展や、海外のアートディレクター、キュレーター等の招聘、国際発信力のある国内のアート・フェスティバルなどへの支援を行う。

（進捗状況を測るための指標候補）

- ・ 文化遺産オンラインの閲覧件数、博物館の登録件数
- ・ 国立美術館・博物館の寄付金等の受入状況

【戦略2】国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた国家ブランディングの推進

国際文化交流・協力を推進するとともに、日本の文化を戦略的かつ積極的に発信し、国家ブランディングの推進を図るためには、美術分野では、日本の優れた作品の情報発信を海外に積極的に行う次のような施策を展開する。

（具体的な施策）

- ・ 国は、訪日外国人の増加や活力ある豊かな地域社会の形成等に資するため、トリエンナーレ等の芸術祭をコアとして美術作品を含む文化芸術と観光などその他の関連分野と連携した取組を地方公共団体やアーティストを支援する民間団体等との連携により、戦略的・継続的に実施する国際文化芸術発信拠点の形成を推進する。（再掲）
- ・ 国は、国際交流基金との連携等により、芸術家・文化人等の派遣・受け入れ、ネットワーク形成などを促進し、国際的な交流の推進と海外発信力の向上を支援する。また、米・欧・アジアなど海外の美術館・博物館における日本美術の専門家と我が国の美術館・博物館のネットワークに参加する若手の学芸員等との双方向型交流を通じて、国際発信力向上などの専門性向上を図る。
- ・ 国は、我が国の優れた日本美術を海外に広く紹介するため、海外の美術館・博物館と協力し、海外において展覧会を開催する。
- ・ 国は、展覧会における美術品損害に対する政府補償制度の一層の活用に向けた検討

を行うとともに、国民が国際的な美術品を鑑賞する機会に資する展覧会の開催を支援する¹。

- ・ 国は、訪日外国人が展示物の本質的な価値をより深く理解できるよう、国内の美術館・博物館における解説等の多言語化対応の推進や、多言語化に対応したデジタルアーカイブ化と利活用促進、文化芸術に関するデジタルコンテンツの海外発信を促進²するとともに、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及活動への支援をする。
- ・ 地方自治体において域内の美術館・博物館における多言語化対応を推進するよう、国は、多言語化の好事例等を普及促進する。
- ・ 国は、我が国の美術品等の魅力を多言語でわかりやすく発信できるよう、日本特有の専門用語などを含む多言語解説について優良なモデル事例の蓄積や共有を図る取組を検討する。
- ・ 国は、国立美術館・博物館が、多言語化、開館時間の延長等の多様な鑑賞機会の創出を図ることができるよう必要な措置を講ずる。

(進捗状況を測るための指標候補)

- ・ 訪日外国人数
- ・ トリエンナーレ等の芸術祭の取組状況

【戦略3】文化芸術による多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進

多彩で優れた文化芸術活動に触れられる機会が等しく享受され、美術作品の創造・鑑賞活動をあらゆる地域で容易に享受し、多様な価値観の形成を図り、全ての人々が生涯を通じて、あらゆる地域で容易に享受できる環境を整える。また、美術館・博物館を活用した地域の包括的環境の推進を図るため次のような施策を展開する。

(具体的な施策)

- ・ 国は、地域の美術館・博物館、芸術団体等が中核となって関係機関等と協働で実施する創造・鑑賞活動に子供、若者、高齢者、障害者等の多くの人が主体的に参加し、学ぶことができる体験型プログラムを支援し、多様な価値観の形成を図り、全国に普及する。
- ・ 国は、国民が身近に文化芸術を享受できるよう、各地域における様々な文化芸術の公演、展示等に対する支援を行う。
- ・ 国は、国民文化祭の開催をはじめ、国民の文化芸術に対する関心を喚起したり、文化芸術活動への参加を促したりする機会の充実を図る。

¹ 文化芸術を通じた国家ブランディングの一例として、国際的に知名度の高い日本美術家の名を冠した国際展を支援する取組が考えられる（例えば、英国のターナー賞の成功例を参考に、北斎等の名を冠する等の取組）。

² 画像のフェアユース（商業的画像使用以外は使用を無償化）を許可する制度の整備が必要であるとのご意見があった。

- ・ 国は、関係機関の連携により、障害者の優れた芸術活動や芸術作品の実態把握や展示等を推進するとともに、障害者のニーズに応じた文化芸術活動に関する人材育成を支援し、障害者の芸術活動の振興を図る。
- ・ 国は、美術館・博物館と学校との連携による新学習指導要領を踏まえた主体的、対話的な深い学びにつながるモデルプログラムや、地域の教育、福祉等関係機関との連携によるアウトリーチ活動等を支援する。その際、作品や資料の背景にある歴史や文化への理解を含めた深い鑑賞や学びにつながる取組に配慮する。
- ・ 国は、文化芸術活動の公演・展示等において、高齢者、障害者、子育て中の保護者、外国人等が文化芸術活動を享受しやすいよう、施設のバリアフリー化、字幕や音声案内サービス、託児サービス、使用料や入館料の軽減など対象者のニーズに応じた様々な工夫や配慮等を促進する。
- ・ 国は、訪日外国人が展示物の本質的な価値をより深く理解できるよう、国内の美術館・博物館における解説等の多言語化対応の推進や、多言語化に対応したデジタルアーカイブ化と利活用促進、文化芸術に関するデジタルコンテンツの海外発信を促進するとともに、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及活動への支援をする。(再掲)
- ・ 地方自治体において域内の美術館・博物館における多言語化対応を推進するよう、国は、多言語化の好事例等を普及促進する。(再掲)
- ・ 国は、我が国の美術品等の魅力を多言語でわかりやすく発信できるよう、日本特有の専門用語などを含む多言語解説について優良なモデル事例の蓄積や共有を図る取組を検討する。(再掲)
- ・ 国は、国民が身近に美術品を鑑賞できるよう、美術品を美術館等に収集し、公開等の活用を図るための税制優遇措置について検討する。

(進捗状況を測るための指標候補)

- ・ 高齢者の文化芸術活動の参加率
- ・ 国民の鑑賞活動、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加率
- ・ 美術館・博物館における鑑賞会、学級・講座等教育事業の実施数

【戦略4】文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

革新的な文化芸術の創造と発展を図り、我が国の優れた文化芸術を次世代へ確実に継承するとともに、豊かな文化芸術教育の充実を図る。このため、優れた文化芸術の保存・継承、創造、交流、発信の拠点である美術館・博物館・図書館の充実及び、地域・学校教育における文化芸術教育の充実を図る次のような施策を展開する。

(具体的な施策)

- ・ 国は、我が国の美術館・博物館が国際的に遜色のない活動を展開できるよう、専門的人材を適切に配置し、企画展示の魅力向上や、文化財等の適切な保存管理の徹底を

図る。

- ・国は、地域の美術館・歴史博物館が中心となって、地域の歴史や美術品・文化財と様々な資源を創造的な活動や新事業に結び付けて付加価値を生み出す美術館・博物館クラスター（文化集積地区）創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備を関係省庁が連携して集中的に支援する。地域の文化施設、大学等との連携により、美術品・文化財の価値づけや、企画展示、美術、伝統芸能、民俗芸能、食文化等を含む多様な分野との協働企画による参加体験型プログラム、研修への参加、情報発信等を推進するとともに、観光、まちづくり、産業分野等の関係機関との連携による取組を促進する。
- ・国は、地域の美術館・博物館、芸術団体等が中核となって関係機関と協働して実施する創造・鑑賞活動に子供、若者、高齢者、障害者等の多くの人々が主体的に参加し、学ぶことができる体験型プログラム支援し、多様な価値観の形成を図り、全国に普及する。（再掲）
- ・国は、美術館・博物館と学校との連携による新学習指導要領を踏まえた主体的、対話的な深い学びにつながるモデルプログラムや、地域の教育、福祉等関係機関との連携によるアウトリーチ活動等を支援する。その際、作品や資料の背景にある歴史や文化への理解を含めた深い鑑賞や学びにつながる取組に配慮する。（再掲）
- ・国は、登録美術品制度の活用を引き続き推進し、収蔵品の充実や安定した公開を図る。
- ・国は、展覧会における美術品損害に対する政府補償制度のより一層の活用に向けた検討を行い、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援する。
- ・国は、我が国の美術振興の中心拠点として、国民の感性を育み、新しい芸術創造活動を推進するため、独立行政法人国立美術館におけるデジタルアーカイブ化も含めたナショナル・コレクションの充実、調査研究、展示、教育普及活動等の機能の充実を図る。
- ・国は、我が国の文化財施策の一翼を担う機関として、国民の宝である文化財を収集、保存、調査研究、展示、教育普及活動等を行い、次世代へ適切に継承するため、独立行政法人国立文化財機構の機能の充実を図る。
- ・国は、図書館が資料や情報等の継続的な収集、調査研究への支援や資料の利用相談、時事情報の提供等の機能を充実させることにより、地域を支える情報拠点となるよう、先進事例の収集・情報提供などの支援を行う。
- ・国は、訪日外国人が展示物の本質的な価値をより深く理解できるよう、国内の美術館・博物館における解説等の多言語化対応の推進や、多言語化に対応したデジタルアーカイブ化と利活用促進、文化芸術に関するデジタルコンテンツの海外発信を促進するとともに、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及活動への支援をする。（再掲）
- ・地方自治体において域内の美術館・博物館における多言語化対応を推進するよう、国は、多言語化の好事例等を普及促進する。（再掲）

- ・ 国は、我が国の美術品等の魅力を多言語でわかりやすく発信できるよう、日本特有の専門用語などを含む多言語解説について優良なモデル事例の蓄積や共有を図る取組を検討する。(再掲)
- ・ 国は、国立美術館・博物館が、多言語化、開館時間の延長等の多様な鑑賞機会の創出を図ることができるよう必要な措置を講ずる。(再掲)
- ・ 国は、美術分野において、大学や社会での活躍を通じて新進芸術家等の育成の支援の充実を図る。
- ・ 国は、美術館・博物館の質の高い活動を支える専門的人材を確保するため、学芸員等の養成・研修の充実を図る。特に専門性を考慮しつつ、学芸員をはじめとする博物館職員を対象として、博物館・美術館の管理・運営・広報や、資料及び情報の収集、調査・研究、展示企画、教育普及、履歴管理、保存科学、美術作品等の保存・修理等の幅広い専門的な研修の充実を図る取組を支援する。
- ・ 国は、地域や住民にとって役立つ、魅力ある図書館づくりの核となる司書等の資質向上を図るため、研修等の充実を図る。
- ・ 国は、地方交付税措置などによる美術館・博物館の展示環境の整備や学芸員等の専門人材の配置を支援する。

(進捗状況を測るための指標候補)

- ・ 国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加率
- ・ 美術館・博物館、図書館等の文化施設の入場者数・利用者数
- ・ 国立美術館・博物館の平常展の来館者の満足度
- ・ 美術館・博物館における鑑賞会、学級・講座等教育事業の実施数(再掲)
- ・ 美術館・博物館、図書館等の文化施設における専門的人材の配置状況

【戦略5】多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成支援

美術分野の振興のためには、年齢、性別等が多様で高いスキルを有する専門的人材を確保するとともに、キャリア段階に応じた教育訓練・研修等を通じた専門的人材育成を支援することが必要であるため、学芸員やマネジメント人材等に対する次のような施策を展開する。

(主な基本的な施策の例)

- ・ 国は、国民の文化芸術活動への参画に資する質の高い文化ボランティア活動を活発にするため、地域の特性を踏まえた情報提供、相互交流の推進などの環境整備を図る。
- ・ 国は、アート・マネジメント人材、技術者等の多様な人材の確保・育成を支援する。
- ・ 国は、美術館・博物館の質の高い活動を支える専門的人材を確保するため、学芸員等の養成・研修の充実を図る。特に専門性を考慮しつつ、学芸員をはじめとする博物館職員を対象として、博物館・美術館の管理・運営・広報や、資料及び情報の収集、調

査・研究，展示企画，教育普及，履歴管理，保存科学，美術作品等の保存・修理等の幅広い専門的な研修の充実を図る取組を支援する。（再掲）

（進捗状況を測るための指標候補）

- ・ 美術館・博物館，図書館等の文化施設における専門的人材の配置状況（再掲）
- ・ 文化施設の管理職における専門的人材の男女比率，年齢層

【戦略6】持続可能で回復力のある文化芸術に関わる団体等による地域のプラットフォームの形成

革新的な文化芸術の創造と発展を図り，我が国の優れた文化芸術を次世代へ確実に継承するとともに，豊かな文化芸術教育の充実を図るため，文化芸術推進拠点としての美術館・博物館を中心とした施策を展開する。

（主な基本的な施策の例）

- ・ 国は，地域における美術館・博物館クラスター（文化集積地区）創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備を関係省庁が連携して集中的に支援する。（再掲）
- ・ 国は，地域の美術館・博物館を核としながら，民間事業者を含む文化関係機関との連携による取組を推進するとともに，各施設の多様性を活かしながら文化芸術拠点としての美術館・博物館の役割・機能を強化するため，質的向上に向けた美術館・博物館の行動指針の策定³，制度的な改善を検討する。
- ・ 国は，地方自治体地域の美術館・博物館における地域の文化財の魅力の発信，観光振興，解説等の多言語化対応による国際発信，ユニークベニユーの促進などの取組を支援する。
- ・ 国は，文化芸術を支える民間（企業，団体，個人等）の支援を推進するとともに，税制上の措置の活用に係る周知を行うなど，寄付文化を醸成し，あわせて，多様な財源の先進的な事例を提供する。（再掲）

（進捗状況を測るための指標候補）

- ・ 複数の民間団体・機関が連携した事業やプログラムの実施状況
- ・ 国立美術館・博物館の寄付金等の受入状況（再掲）

³ 日本博物館協会及び全国美術館会議では，それぞれ倫理規定を策定している。